

五三

崇

829 749 小林

日 月 送 受 號 番 先 議 合		欄 號 省 生 厚	
第 一 號 送 受 月 月 日 日	第 二 號 送 受 月 月 日 日		
<p>昭和二十年十二月二十八日厚生省告示第五百五十年(國)</p> <p>立病院入院規程)を別案のうに改正す。</p>			
<p>大臣 次官</p> <p>局長 秘書課長</p> <p>事務官</p> <p>會計課長</p> <p>主任書記課長</p> <p>審査委員</p> <p>伺</p>		<p>起案 昭和二十年六月十九日</p> <p>局付課 月 日 號</p> <p>行施 六月十五日</p> <p>送</p>	

甲乙ノ欄同

判決 月 日 合 校

行施 六月十五日

394



台 議 先 番 號 受 送 日		
第 號 送 受 月 日	第 號 送 受 月 日	第 號 送 受 月 日
<p>仰高裁。</p> <p>◎厚生省告示第<del>四十一</del><sup>十二</sup>号</p> <p>昭和二十年<del>十一月</del><sup>十二月</sup> 厚生省告示第百五十号（国立病院入院規程）<del>第十</del>次のように改正し、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。</p> <p>商用</p> <p>年六月十六日</p> <p>大臣</p>		
<p>昭和二十二年六月拾貳日</p> <p>官報登載 年六月十六日</p>		



国立病院入院規程案

第一條 国立病院（以下單に病院という。）に入院する者は、別紙様式第一號に依る申込書を病院長に提出して承認を受けなければならぬ。但し、精神病者又は未成年者の場合は、其の監護義務者又は親権者（親権を行ふ者がないときは後見人若しくは後見人の職務を行ふ者）より之を申込せしむるものとする。

第二條 入院の承認を受けた者は、病院長に別紙様式第二號に依る身元引受書を提出しなければならぬ。但し、精神病者又は未成年者の場合は、之を要しない。

第三條 入院に要する費用は、有料とする。但し、特別の事由あるときは、之を減免することができる。

第四條 病院は、外來診療を爲す。診療に要する費用に付ては、前條の規定を準用する。

厚生省

第五條 病院長は、入院規患者及び外來患者に對し、診療上又は院内の秩序保持の爲必要と認める指示を爲すことができる。

第六條 病院長は、診療上、其の他の事由に因り必要ありと認めるときは、入院患者を他の国立病院又は国立療養所に轉送するにすることができる。

第七條 病院長は、入院患者左の各號の一に該當するときは、退院を命ずる。

- 一、診療の必要なきに至つたとき。
- 二、第五條の指示に導導せず、其の他不都合の所爲があつたとき。

別紙様式省略



様式第一號

入院申込書

一本 籍

ニ 現住所

三 氏名及生年月日

貴院に入院致したので御承認下さい。

なお入院の上は、諸規則並にその他御指示の事項は堅く守り、  
萬一違背致したときは、何時退院を命ぜられても決して異議は申  
しません。

年 月 日

(患者) 氏

名 印

国立 病院長 殿

厚生省



様式第二號

身元引受書

(患者) 氏 名

右の者が貴院へ入院御承認になったので、私において、本人の身元に  
関する一切の事項を引受けて、毫も貴院へ御迷惑は相掛りませ  
ん。

年 月 日

現住所

職 業

本人との関係

氏 名 印

年 月 日 生

國立 病院長 殿

(備考) 身元引受人は独立の生計を営む成年者であること。

厚 生 省



(監護義務者又は親権者より申込の場合)

入院申込書

一 本籍

二 現住所

三 氏名及び年月日

右の者を貴院に入院致させたいので御承認下さい。

入院の上は諸規則並にその他御指示の事項は堅く守り、萬一違背したときは、何時退院を命ぜられても異議は申しません。なおお本人の身元に関する一切の事項を引受けて、毫も御迷惑を掛りません。

年 月 日

右監護義務者又は親権者

本籍

現住所

厚生省

職業

本人との関係

氏 名

年 月 日 生

国立 病院長 殿



國立病院入院規定改正理由

從來國立病院に入院せしめ得る者は次の各條の任一に該當する者  
即ち「一、國に於て醫療を爲すを要する者」

(1) 特別の公務又は服務に關聯して傷損を受け又は疾病に罹りたる者

(2) 戰災者

(3) 終戦に因り内地以外地域より引揚げたる者

(4) 國家總動員法第四條若は第五條の規定に依り又は之に準ずる法令により徵用せられ又は従事したる者にしテ榮傷に關聯

し傷損を受け又は疾病に罹りたる者

(5) 其の他國に於て醫療を爲すを要する者

(6) 前各條以外の者但し前各條に揚ぐる者を入院せしめ尙餘裕ある場合に限る

厚生省

こゝつたが今後は國民一般に通正の醫療を施すことを目的とし、  
國立病院を運営し、ゆくやがらんで別紙の通り改正したい。



發第 二九二號

昭和二十二年四月十日

厚生省 醫務局長

厚生大臣 目房秘書長 殿



國立病院入院規程改正に關する件

昭和二十年十二月二十八日厚生省告示第百五十號 國立病院入院規程を別紙の通り改正方御取り計ひ相成たい。

厚生省



國立病院入院規程

(厚生省告示第百五号昭和三年五月十五日)

附條

第一條 國立病院（以下病院ト稱ス）ニ入院セシメ得ル者ハ國ニ於テ治療ヲ爲スヲ要スル者トス

第二條 病院ニ入院セントスル者ハ別記様式第一號ニ依ル申請書ヲ病院長ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ但シ精神障礙者又ハ未成年者ニアリテハ其ノ監護義務者又ハ親權者ハ親權ヲ行フ者ナキトモハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ヨリ之ヲ申請スルモノトス

附條

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ提出スベシ  
一 市區町村長ノ證明書又ハ地方引揚援護局長同出張所長 上陸地又局長若ハ上陸地連絡所長ノ證明書  
二 醫師ノ診断書但シ外地ヨリノ引揚ニ引續キ入院セントスル者ニ在リテハ之ニ代ルベキ書類トスルヲ妨ケス

第三條 入院ノ許可ヲ受ケタル者ハ病院長ニ別記様式第二號ニ依ル身元引受書ヲ提出スベシ但シ精神障礙者又ハ未成年者ニ在リテハ之ヲ要セズ

第四條 入院ニ要スル費用ハ有料トス且シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ之ヲ減免スルコトヲ得

第五條 病院ハ外來診療ヲ爲スコトヲ得診療ニ要スル費用ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六條 病院長ハ入院者及外來診療者ニ對シ療養若ハ診療ニ又ハ院内ノ秩序保持ノ爲必要ト認ムル指示ヲ爲スコトヲ得

第七條 病院長ハ療養上其ノ他ノ事由ニ因リ必要アリト認ムルトキハ入院者ハ他ノ病院又ハ國立療養所ニ轉院又ハ転所セシムルコトヲ得

第八條 病院長入院者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退院ヲ命ズルコトヲ得  
一 療養ノ必要ナキニ至ルトキ  
二 第六條ノ指示ニ違ハズ其ノ他不都合ノ所爲アリタルトキ



国立病院入院規程取扱要領

(昭二一七 厚生局庶務二号)

一 国立病院入院規程第一條(以下單ニ醫術條ト稱ス)中「國ニ於テ治療ヲ爲スヲ要スル者」トハ左記各号ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

ハ 特別ノ公務又ハ服務ニ關聯シテ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者

ハ 戰災者

ハ 戰ニ因リ内地(本州、四國、九州及北海道以下同シ)以外ノ地域ヨリ引揚ケタル者

ハ 國家總動員法等ニ依リ若ハ第五條ノ規定ニ依リ又ハ之ニ準ズル法令ニヨリ徵用セラレ又ハ從事シタル者ニシテ其等ニ關聯シ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者

ハ 其ノ他國ニ於テ治療ヲ爲スヲ要スル者

ハ 前各號以外ノ者 但シ前各號ニ掲グル者ヲ入院セシメ尚餘額アル場合ニ限ル

二 第三條中「市町村長」發給スル證明書ハ前項ハ乃至ハ之ニ掲グルモノニ在リテハ之ニ該當スルコトヲ證スルニ足ルモノナルヲ要シハニ掲グルモノニアリテハ其ノ添付ヲ要セズ

三 第四條 病院入院料ノ額ニ付テハ昭和十八年二月厚生省告示第六十六號「健康保險ノ療養ニ要スル費用」及「國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用」ノ額ノ算定方法ニヨル

四 病院ノ外來診療ハ一定ノ時間ヲ限ルモノトシ公衆保健上必要ナル場合健康相談保健指導等ヲナスモノトス特別ノ場合ヲ除キ往診ハ行ハザルモノトス

四 病院ノ外來診療ハ一定ノ時間ヲ限ルモノトシ公衆保健上必要ナル場合健康相談保健指導等ヲナスモノトス特別ノ場合ヲ除キ往診ハ行ハザルモノトス